

議案第23号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「37,800円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「49,140円」を「46,800円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「54,000円」に改め、同項第4号中「68,040円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「75,600円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「90,720円」を「86,400円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「98,280円」を「93,600円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「117,180円」を「111,600円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に、「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「124,740円」を「118,800円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「143,640円」を「136,800円」に改め、同項第11号中「151,200円」を「144,000円」に改め、同項第12号中「166,320円」を「158,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「22,680円」を「21,600円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「22,680円」を「21,600円」に、「37,800円」を「36,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「22,680円」を「21,600円」に、「52,920円」を「50,400円」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、納期を当該第1号被保険者及び法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者（以下「納付義務者」という。）に対しその納期を通知しなければならない。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第1号被保険者及び法第132条第2項に規定する連帯して納付する義務を負う者（以下「納付義務者」という。）」を「納付義務者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。